

令和5年7月4日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

【令和5年5月30日の設工認その9に係る審査会合論点】

【審査会合論点 No. 2】

一例として、許可基準規則第7条（不法侵入対策）について、第1回審査会合資料「資料1-2の別表1」では運用による対応であり設工認申請は不要としている。一方、機構の他施設（STACYや大洗廃棄物管理施設）については、運用対応で整理しているが、設工認申請を行っているところもある。この点について原子力機構としての考え方を含めて説明すること。

<回答>

許可基準規則第7条（不法侵入対策）について、放射性廃棄物処理場においては、運用による対応とし、設工認申請は不要と整理している。

放射性廃棄物処理場の各施設（各建家）について、安全機能の観点から整理した場合、安全機能の重要度分類上、MS-3に該当するが、鉄筋コンクリート造（既認可）の堅牢な外壁で区画し、出入口については施錠管理を実施している。保管廃棄施設は、安全機能の重要度分類上、PS-3（一部、保管廃棄施設・M-2及び特定廃棄物の保管廃棄施設についてはPS-2）に該当するが、建家式の保管廃棄施設は、鉄筋コンクリート造（既認可）の堅牢な外壁で区画し、ピット式の保管廃棄施設は、施設周囲を柵等で区画し、出入口については施錠管理を実施している。また、各施設の出入口の施錠管理については、原子力科学研究所原子炉施設保安規定に定め、適切に運用している。

上述のとおり、放射性廃棄物処理場の各施設は、安全施設として位置付けているものの、原子炉を設置する施設はなく、リスクが高い α 固体廃棄物を取り扱う施設も有していないことから、原子炉を有する施設（STACY）や α 固体廃棄物を取り扱う施設（大洗廃棄物管理施設）等とのリスクの違いを考慮して整理したものであり、放射性廃棄物処理場の各施設については、運用対応で問題ないものと考ええる。

次に、運用対応として整理を行っている許可基準規則第10条（誤操作の防止）については、原子炉設置変更許可申請書において、操作器具、計器及び警報装置に名称等を表示、運転員が容易に監視、操作ができるような配置、保護カバー又はキー付スイッチの設置等の対応をすることとしている。一方、技術基準規則上、これらの誤操作防止に係る該当条項がないことから、運用対応で整理している。